

1

専門用語を確認

## 要介護状態・要支援状態

保険事故(要介護状態・要支援状態)になったら保険給付を受けられる=保険が使える

重  
要介護5

↑

**要介護状態**  
6か月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態(実際に継続していなくてもOK)、5段階(要介護1~5)に区分

**要支援状態**  
6か月にわたり継続して、常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態(実際に継続していなくてもOK)、2段階(要支援1~2)に区分

軽  
要支援1

- ・区分によって受けられるサービスが違う=保険で認められる金額も違う(区分支給限度額)
- ・2号被保険者は保険事故の理由が限られている=特定疾病

2

2

## 特定疾病16(2号被保険者が黄色の○になれるのはこの16の病気だけ)

- ①末期がん(回復の見込みのある×)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症:ALS
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症(単なる骨粗鬆症×)
- ⑥初老期における認知症:アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症等
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症(糖尿病×、糖尿病性が見つからない×)
- ⑬脳血管疾患:脳出血、脳梗塞等(心疾患×)
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患:COPD
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症(片側×)

- ・条件の付いたもの(黄色)が試験にしやすい
- ・それでは2つ目の青い○の人が申請→認定されると3つ目の○になる流れを見ていきましょう

3

3

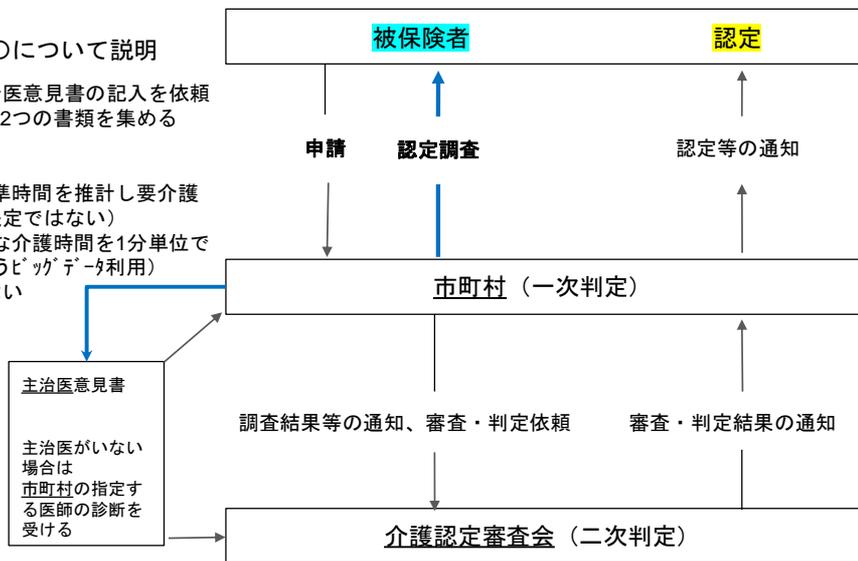
認定申請には2パターン  
 新規の申請(青○→黄○)  
 更新の申請(黄○→黄○)  
 ここでは新規の青○→黄○について説明

市町村は認定調査の実施と主治医意見書の記入を依頼  
 簡単に言えば一次判定に必要な2つの書類を集める

一次判定は  
 2つの書類から要介護認定等基準時間を推計し要介護  
 状態等区分の目星をつける(決定ではない)  
 質問に答えていくと1日に必要な介護時間を1分単位で  
 算出(1分間タイムスタンプデータというビッグデータ利用)  
 実際の家庭での介護時間ではない

二次判定は  
 2つの書類と市町村の目星を伝  
 えて介護認定審査会に依頼

二次判定の通知を踏まえて  
 市町村が最終決定



青から黄色の○の流れの中でテストに出題されるところを見ていきます

4

4

※申請→認定までは30日（30日を過ぎたら棄却されたとみなしてOK）  
 ※認定の効力は申請日までさかのぼる（認定日×）

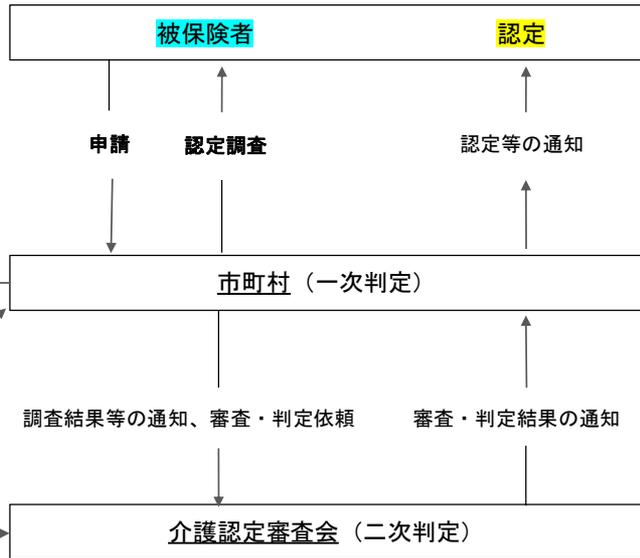
介護認定審査会は  
 依頼を受けて審査、判定、通知、意見を  
 市町村に伝えるだけ（判定≠決定）  
 指定や決定をするのは市町村

2つの書類が問われるますが...覚えにくい

- ①認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）
- ②主治医意見書

どちらも一次・二次判定に使われる

主治医意見書  
 主治医がない  
 場合は  
 市町村の指定す  
 る医師の診断を  
 受ける



認定調査票と主治意見書、2つの書類の違いについて見ていきます

### 認定調査票

基本調査：介護が必要かどうか本人の状態のみ  
 全国一律、主に一次判定で使われる

①身体機能・起居動作 麻痺の有無、起き上り、歩行
②生活機能 嚥下、食事、排尿、口腔清掃、衣服の着脱
③認知機能 短期記憶、徘徊
④精神・行動障害 被害的になる、感情不安定、作話
⑤社会生活への適応 薬の内服、金銭管理、買い物
⑥特別な医療 過去14日間に受けた特別な医療
⑦日常生活自立度 寝たきり度

ポイントは

- ・主治医意見書には社会生活への適応が無い
- ・主治医意見書の④心身の状態、⑤生活機能とサービスからの出題が多い（余裕があったらテキストで確認）
- ・認定有効期間について見ていきます

### 主治医意見書

全国一律、主治医が書く区分を決める医学的な意見  
 主に二次判定で使われる

①基本情報 氏名、生年月日
②傷病に関する意見 診断名、治療内容、経過
③特別な医療 過去14日間に受けた特別な医療
④心身の状態 日常生活自立度、認知症の中核症状、行動心理症状、精神症状、身体状態
⑤生活機能とサービス ・移動 ・栄養・食生活 ・現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針 ・サービス利用による生活機能の維持改善見通し ・医学的管理の必要性 ・サービス提供時における医学的観点からの留意事項 ・感染症の有無
⑥特記すべき事項

### 認定有効期間

認定されて3つ目の黄色い○になったらそのままではない。運転免許証のように期限があってその期限がきたら新しく申請しなおすイメージ

↑ 新しい ↓ 継続		原則	設定可能範囲
	新規認定 青→黄	6ヶ月	3~12ヶ月
	区分変更認定 黄→黄	6ヶ月	3~12ヶ月
	更新認定 黄→黄	12ヶ月	3~48ヶ月

※以前は36か月

- ・ 先ずは左側の原則を覚える（新しく始まるものは6ヶ月、継続は12ヶ月）
- ・ 原則から短縮や延長できる（設定可能範囲は市町村が決定）
- ・ 認定者は有効期間満了前でも認定区分の変更申請ができる
- ・ 市町村は軽度の区分に変更する必要がある場合は、有効期間満了前でも被保険者の申請を待たずに職権で変更認定をすることができる
- ・ 更新認定：60日前から申請できる（満了日の30日前までに申請できるよう事業者等が援助する運営基準）
- ・ 申請は原則本人ですが、代わりに申請できる人がいます、試験でよく問われるので確認

7

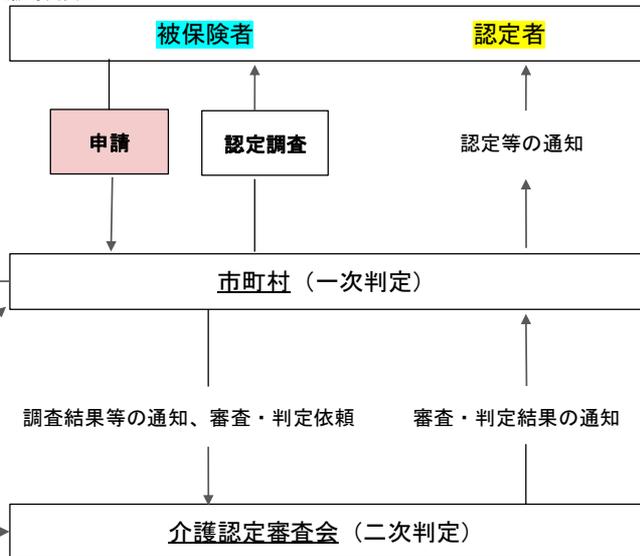
7

個人代行：民生委員、成年後見人、社会保険労務士など（介護支援専門員×）  
会社代行：下の表の赤、

	市町村	指定市町村事務受託法人	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者	⑧	介護保険施設
代行	×	×	○	○	○	○
新規	○	○	×	×	×	×
更新	○	○	○	○	○	○

主治医意見書

主治医がない場合は市町村の指定する医師の診断を受ける



- ・ 認定調査についても良く問われます
- ・ 新規認定調査（青→黄）は2つ、更新認定調査（黄→黄）はどこでもできる
- ・ 指定市町村事務受託法人を指定するのは都道府県知事

8

8

問題 16 介護保険法第7条に規定する要介護者又は要支援者の定義について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 要介護者のうち第1号被保険者については、要介護状態の原因を問わない。
- 2 要介護状態に該当するためには、常時介護を要する状態が6月前から継続している必要がある。
- 3 要支援状態に該当するためには、常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に資する支援を要する状態が6月前から継続している必要がある。
- 4 要介護者のうち第2号被保険者については、要介護状態が政令で定める疾病によって生じたものに限られる。
- 5 要支援者のうち第2号被保険者については、要支援状態が政令で定める疾病によって生じたものに限られる。

9

9

問題 4 介護保険制度における保険事故として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 40歳の方が、重いうつ病となり、家事が困難な状態になった。
- 2 50歳の方が、業務上の事故により、常時臥床の状態になった。
- 3 60歳の方が、末期のがんと診断され、食事や排泄に介護を要する状態になった。
- 4 65歳の方が、交通事故で両下肢麻痺となり、移動に介護を要する状態になった。
- 5 70歳の方が、転倒により腰椎を骨折して、入浴などに介護を要する状態になった。

10

10

問4 介護保険における特定疾病として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 筋萎縮性側索硬化症
- 2 黄色靭帯骨化症
- 3 心筋梗塞
- 4 脊柱管狭窄症
- 5 閉塞性動脈硬化症

11

11

問題 22 介護認定審査会について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 認定調査を行うことができる。
- 2 認定の有効期間について意見を付すことができる。
- 3 要介護状態の軽減のために必要な療養について意見を付すことができる。
- 4 被保険者が受けることができるサービスの種類を指定することができる。
- 5 被保険者に主治の医師がいないときは、診断を行う医師を指定することができる。

12

12

問題 20 要介護認定について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 主治の医師の意見は、介護認定審査会に通知しなければならない。
- 2 介護認定審査会の意見は、主治の医師に通知しなければならない。
- 3 介護認定審査会の審査及び判定の結果は、介護支援専門員に通知しなければならない。
- 4 要介護認定等基準時間は、1日当たりの時間として推計される。
- 5 要介護認定等基準時間の推計の方法は、都道府県の条例で定める。

13

13

問題 17 要介護認定の認定調査票(基本調査)について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 点滴の管理は、含まれない。
- 2 徘徊は、含まれない。
- 3 買い物は、含まれる。
- 4 外出頻度は、含まれる。
- 5 身体障害者障害程度等級は、含まれる。

14

14

問題 19 要介護認定に係る主治医意見書について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 主治医意見書の項目には、社会生活への適応が含まれる。
- 2 主治医意見書の項目には、認知症の中核症状が含まれる。
- 3 主治医意見書の項目には、サービス利用による生活機能の維持・改善の見通しが含まれる。
- 4 介護認定審査会に通知される。
- 5 要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に添付しなければならない。

15

15

問題 23 要介護認定について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 要介護認定等基準時間には、「じょく瘡の処置」が含まれる。
- 2 要介護認定等基準時間には、「家族の介護負担」が含まれる。
- 3 主治医意見書の項目には、「短期記憶」の問題の有無が含まれる。
- 4 主治医意見書の項目には、「社会参加」の状況が含まれる。
- 5 主治医意見書の項目には、「対人交流」の状況が含まれる。

16

16

問題 14 要介護認定, 要支援認定の有効期間について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 区分変更申請の場合は, 6月間が原則である。
- 2 区分変更申請の場合は, 24月間の設定が可能である。
- 3 新規申請の場合は, 24月間の設定が可能である。
- 4 新規申請の場合は, 12月間の設定が可能である。
- 5 新規申請の場合は, 3月間の設定が可能である。

17

17

問題 21 要介護認定について申請代行を行うことができるものとして正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- 2 指定居宅介護支援事業者
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- 4 地域包括支援センター
- 5 地域密着型介護老人福祉施設

18

18